

第 10 緊急離発着場等（本論はすべて◆）

1 指導の方針

超高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消防活動、人命救助等の消防活動は困難を極める。これらの消防活動の容易性を確保しておくことは、超高層建築物等の防災性能の向上に資することになる。

このことから、超高層建築物等においては、その特性から屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行うものである。

また、緊急時における医療搬送等を踏まえ、3次救急医療施設等に対しても設置指導を行うものである。

2 用語の定義

- (1) 緊急用ヘリコプター： 火災等の災害時に建築物の屋上で緊急に航空消防活動を行うためのヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離発着場： 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「航空法」という。）第 81 条の 2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターが離発着する場所をいう。
- (3) 緊急救助用スペース： 航空法第 81 条の 2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (4) 緊急離着陸場等： 緊急用ヘリコプターが離着陸できる建築物の屋上施設で緊急離発着場及び緊急救助用スペースをいう。
- (5) 3次救急医療施設等： 救急救命センターをはじめとする高度医療施設をいう。
- (6) 進入表面： 航空機の離着陸のために必要な、障害物件のない空間が必要で、このために設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。
- (7) 転移表面： 航空機の離着陸、特に着陸に際し、滑走路の中心から逸脱した進入又は進入復行がなされる場合に、設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。

3 適用範囲

緊急離発着場等は、次の防火対象物に設置指導するものとする。

| | 防火対象物自体の防災性能向上に資するもの | | 3次救急医療施設等 対象物 |
|-----------|----------------------|---------------------|------------------|
| | 概ね 100mを超える防火 対象物 | 概ね 45mを超える 防火対象物 | |
| 緊急離発着場 | ◎ | △ | ◎ |
| 緊急救助用スペース | ○ | ◎ | |

※ ◎：要望するもの

○：◎印の緊急離発着場の設置が困難な場合に要望するもの

△：推奨するもの

4 設置基準

- (1) 緊急離発着場
別表1のとおり
- (2) 緊急救助用スペース
別表2のとおり

5 設置届出

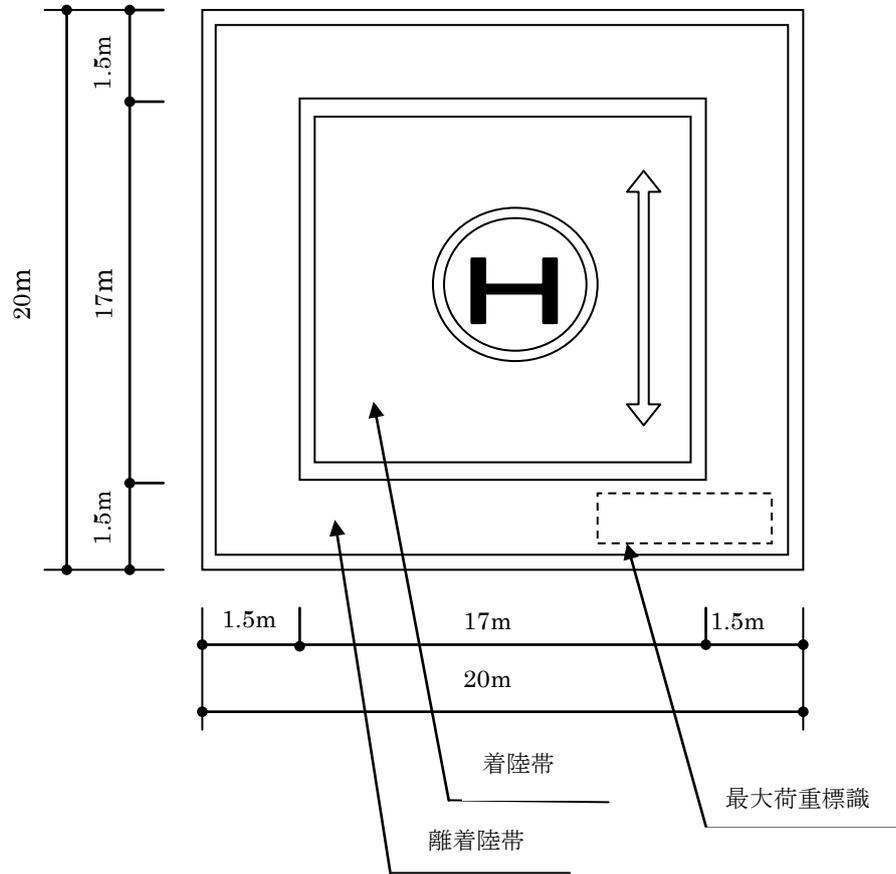
緊急離着陸場等を設置する場合は、次に定める書類を添付した別記様式の「緊急離着陸場等設置（変更・廃止）届出書」を消防長に2部提出させるものとする。

| | | 記載事項 | |
|---|--------------------|---|-------------------------------|
| 1 | 進入表面・転移表面の水平投影図 | ① 全体図 | 縮尺、進入表面、転移表面、高層建築物等の高さ |
| | | ② 屋上図 | 縮尺、進入表面、転移表面、離着陸帯、維持管理方法、突起物等 |
| 2 | 進入表面・転移表面の断面図 | 縮尺、進入表面、転移表面、突起物等、離着陸帯、高さ | |
| 3 | 消防用設備等・夜間照明設備等の配置図 | 縮尺、消火設備等、インターホン、排煙口、燃料流出防止施設、待避場所・待避標識、夜間照明設備 | |
| 4 | 離着陸帯の詳細図 | 縮尺、標識等、離着陸帯、着陸区域境界灯 | |
| 5 | 避難階段等に至るまでの平面図 | 縮尺、最終扉表示、経路、施錠方式 | |
| 6 | 構造計算書 | 強度、一級建築士 | |

別表1 設置基準〔緊急離発着場〕

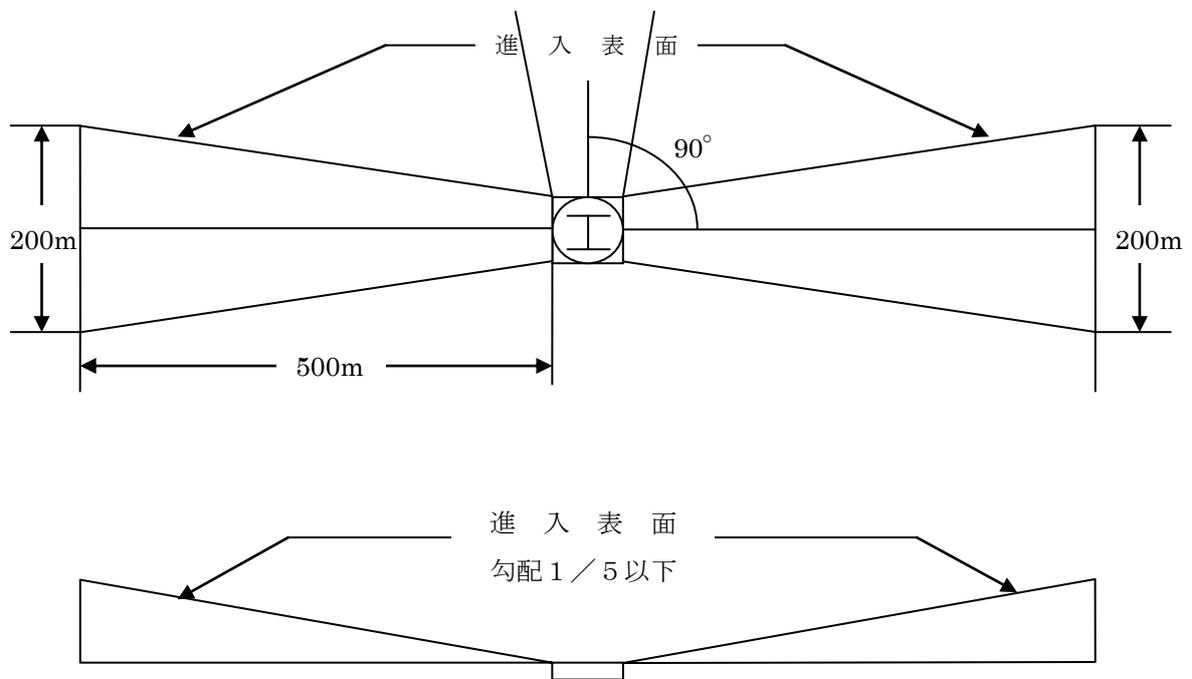
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|---------|---|--|
| 離 着 陸 帯 | 大きさ | 20m×20m以上とすること。(ただし、進入表面を直線の2方向とした場合、20m×15m以上とすることができる。) | |
| | 標識 | ① ライン、最大荷重標識等は、アクリルウレタン樹脂系塗料(蛍光塗料でも可)又はトラフィックペイントの黄とすること。(直接、グレーチング等の床に表示しても可) | ① 「H」の文字の大きさ等については、別図1のとおりとすること。 ② 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「H」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること。(別図3参照) ③ 最大荷重標識については、別図4のとおりとすること。 ④ ライン、最大荷重標識等の黄は、(社)日本塗料工業会(以下「日塗工」という。)の標準色見本帳のY09-50Xの色(蛍光塗料とする場合は、イエロー〔JIS蛍光黄〕)とすること。 ⑤ アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
| | | ② 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料(蛍光塗料でも可)又はトラフィックペイントの緑とすること。 | ① 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳のY49-40Tの色(蛍光塗料とする場合は、グリーン〔JIS蛍光緑〕)とすること。 ② アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
| | 強度 | 短期衝撃荷重 10,625 kgに耐えられるものとすること。(表示は5 t以上) | |
| | 構造 | ① プラットホーム式又は通常床とすること。(グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。) | |
| | | ② コンクリート床面は、滑り防止策(ガラスビーズ等入り〔ライン、最大荷重標識等は、光反射するよう散布〕)を施すこと。 | |
| | 勾配 | 最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。 | |
| | ※ 図解1参照 | | |

【図解 1】



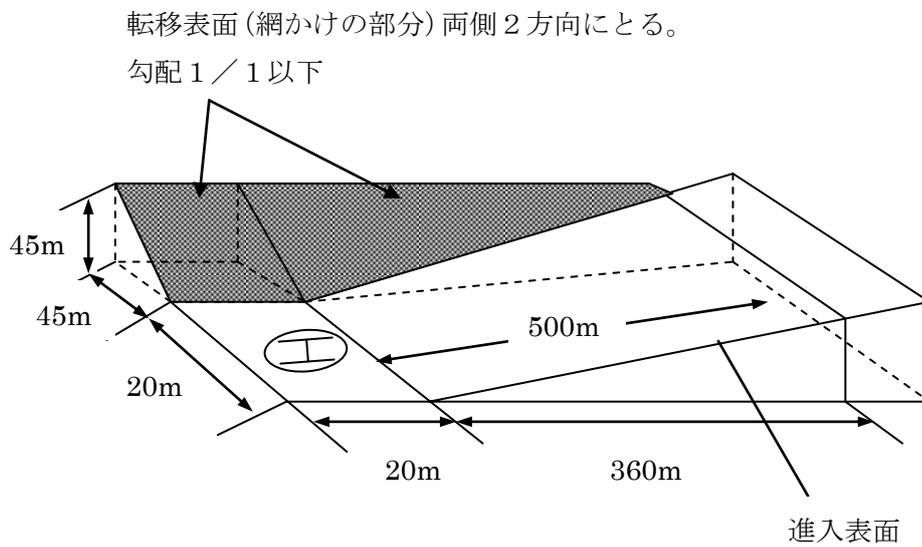
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|-----------|--|-----|
| 進 入 表 面 | 進入表面 | 直線の2方向とすること。(ただし、 進入経路と出発経路が同一方向に設定 できない場合は、各経路 90 度以上の間 隔を設けることができる。 | |
| | 長さ及び 幅 | 長さは 500m、幅は離着陸帯から 500 m離れた時点で 200m確保すること。 | |
| | 勾配 | 1 / 5 以下として、同表面上に物件等 が突出しないこと。 | |
| | ※ 図解 2 参照 | | |

【図解 2】



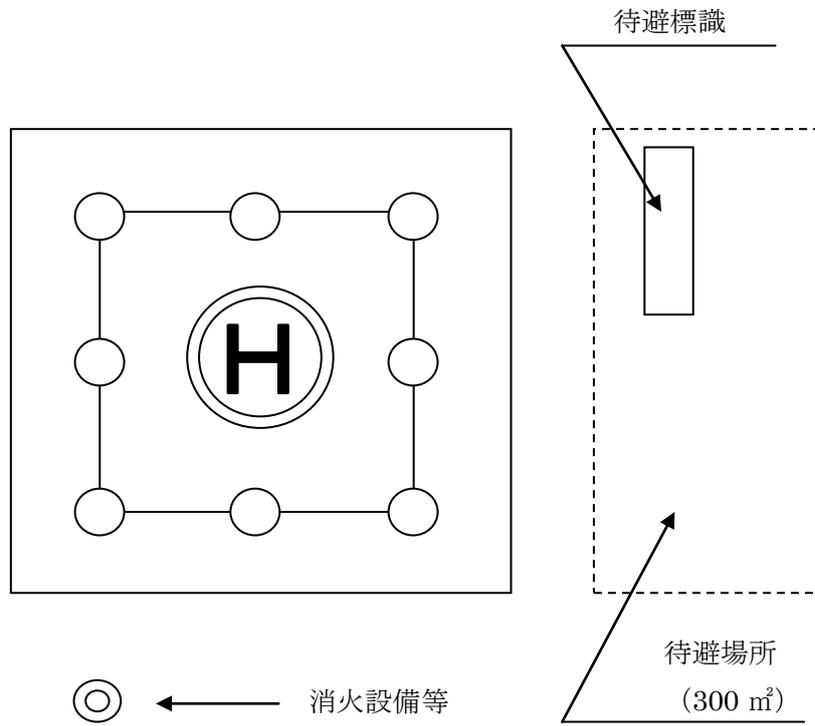
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|-----------|-----------------------------------|-----|
| 転 移 表 面 | 転移表面 | 進入表面に沿って 360mの点までと すること。 | |
| | 長さ及び 幅 | 長さは 45m、幅は離着陸帯と同じと すること。 | |
| | 勾配 | 1 / 1 以下として、同表面上に物件等 が突出しないこと。 | |
| | ※ 図解 3 参照 | | |

【図解 3】

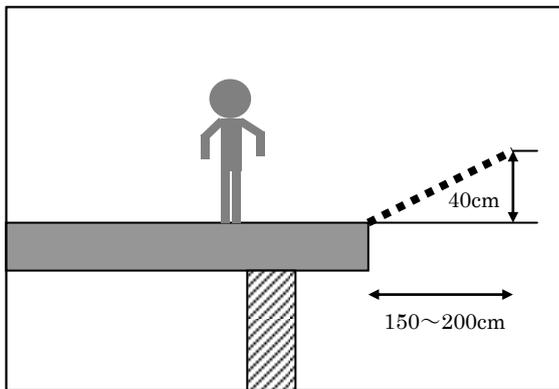


| | | 基 準 | 細 目 |
|---------|-----------|---|---|
| 脱落防止施設等 | 脱落防止施設 | ① 機体の脱落防止施設（高さ400mm以上の手摺等〔可倒式、建基政令第126条に基づき設置する高さ1,100mmの手摺でも可〕）を設置すること。 | |
| | | ② 脱落防止施設は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること | |
| | 燃料流出防止施設 | 雨水排水口に機体搭載燃料が流れ出ないよう、燃料流出防止施設（溜めます、側溝、屋上部分を利用等によるもの）を設置すること。 | ① 燃料流出防止施設は、1,000リットル以上溜めることができるものとする。溜めます等が2ヶ所以上の場合、その合計の容量とする。 ② 堅樋に燃料が流れ込まないよう、最終溜めます等に蓋又はバルブを設けること。 |
| | 待避場所・待避標識 | ① 待避場所（面積300㎡を標準）を確保すること。 | ① 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする。 ② 待避場所から離着陸帯に至る部分に床レベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。 |
| | | ② 待避場所に待避標識を掲出すること。（掲出場所〔床面・壁面の別〕、材質、枠・文字の幅については問わない。） | ① 待避標識の大きさは、1,250mm×350mmとすること。（別図10参照） ② 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。 ③ 待避標識の文字の大きさは75mm角とし、字体は丸ゴシックとすること。 |
| | 消火設備等 | 連結送水管及び泡又は強化液消火器（8リットル）のいずれか1本以上を設置すること。（ただし、泡消火設備を設置した場合は、当該部分に連結送水管の設置を省略することができる。） | 連結送水管の放水口は単口型とすること。 |
| ※ 図解4参照 | | | |

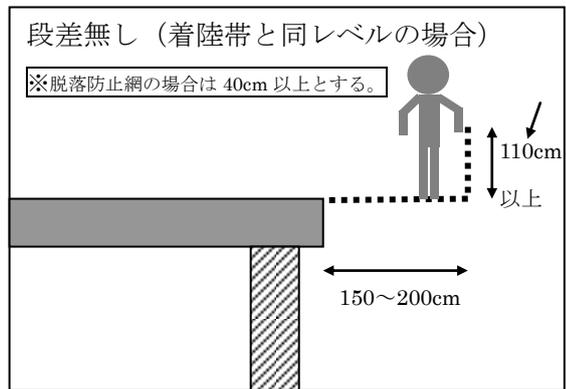
【図解 4】



脱落防止施設の例



【脱落（転落）防止網】

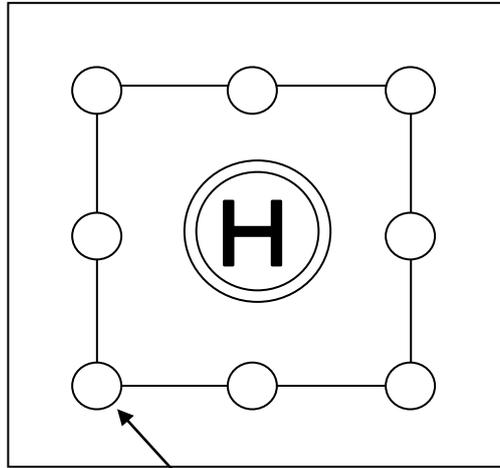


【キャットウォーク型】

| | | 基 準 | 細 目 | 図 解 |
|--|----------|--|--|-----|
| 夜 間 照 明 設 備 ・ 非 常 用 電 源 | 飛行場灯台等 | 離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること。（白色の閃光型〔軽易なもので可〕） | | |
| | 着陸区域境界灯等 | 離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること。（着陸区域照明灯4基でも可） | ① 着陸区域境界灯は、T-5型（改）、FLO-10（改）等（埋込型）とすること。 ② 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号コに基づくものとすること。 | |
| | 航空障害灯 | 離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること。（蛍光塗料の黄〔JIS蛍光黄〕でも可） | 航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ハに基づく航空障害灯（低光度）とすること。 | |
| | 夜間照明点灯方式 | 夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。 | | |
| | 非常電源装置 | 夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること。（40号省令が適用される共同住宅にあっては、専用受電設備でも可） | | |
| | 配線 | 非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。 | | |
| ※ 図解5参照 | | | | |

【図解 5】

◎ ← 飛行場灯台等（閃光型）



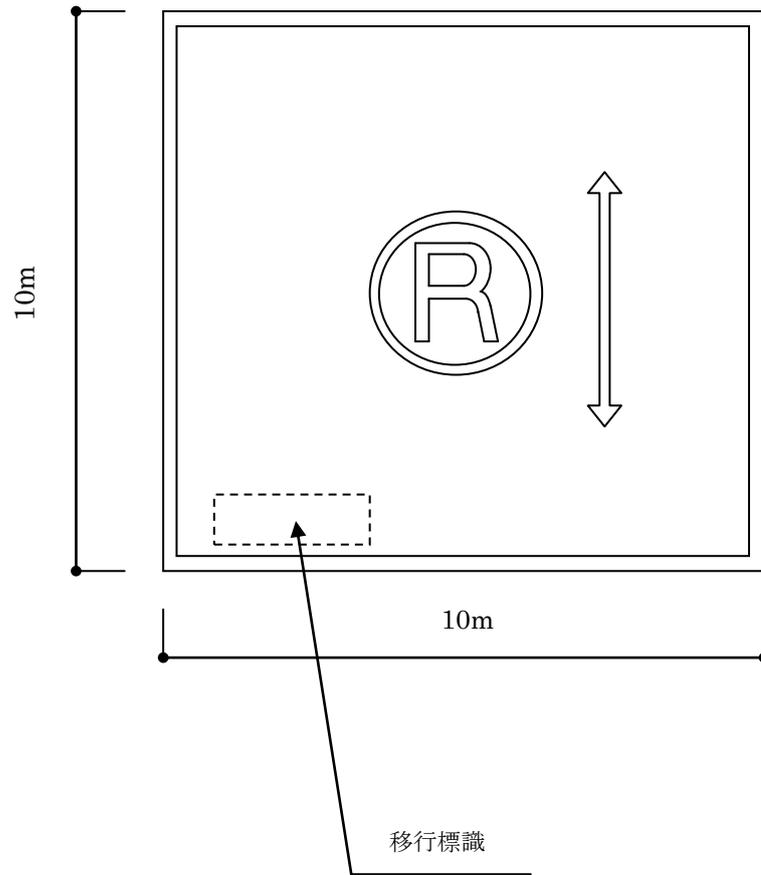
着陸区域境界灯（8個以上）

| | | 基 準 | 細 目 |
|-------------|--------|---|-----|
| そ の 他 | インターホン | 離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。 | |
| | 排煙口 | 排煙口は、進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること。（離着陸帯から水平距離 10 m以上離すこと。） | |
| | 経路 | 待機場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。 | |
| | 最終扉表示 | 屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急離発着場」と表示すること。 | |
| | 施錠方式 | 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないように容易に解錠できること。 | |
| | 維持管理 | 航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。 | |

別表2 設置基準〔緊急救助用スペース〕

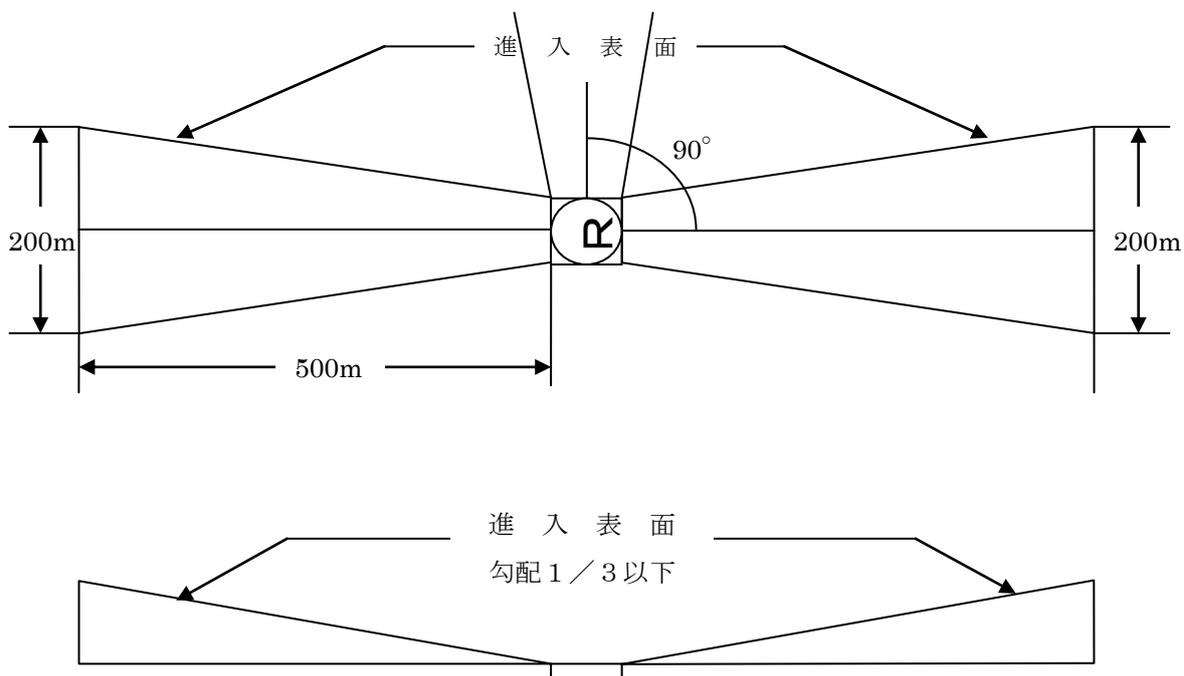
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|-----|--|---|
| 離 着 陸 帯 | 大きさ | 10m×10m以上とすること。 | |
| | 標識 | ① ライン等は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの黄とすること。（直接、グレーチング等の床に表示しても可） | ① 「R」の文字の大きさ等については、別図2のとおりとすること。 ② 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「R」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること。（別図3参照） ③ 移行標識については、別図5のとおりとすること。 ④ ライン等の黄は、日塗工の標準色見本帳のY09-50Xの色（蛍光塗料とする場合は、イエロー〔JIS蛍光黄〕）とすること。 ⑤ アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
| | | ② 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの緑とすること。 | ① 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳のY49-40Tの色（蛍光塗料とする場合は、グリーン〔JIS蛍光緑〕）とすること。 ② アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
| | 強度 | 通常床強度とすること。 | |
| | 構造 | ① プラットホーム式又は通常床とすること。（グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。） ② コンクリート床面は、滑り防止策（ガラスビーズ等入り〔ライン等は、光反射するよう散布〕）を施すこと。 | |
| | 勾配 | 最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。 | |
| ※ 図解6参照 | | | |

【図解6】



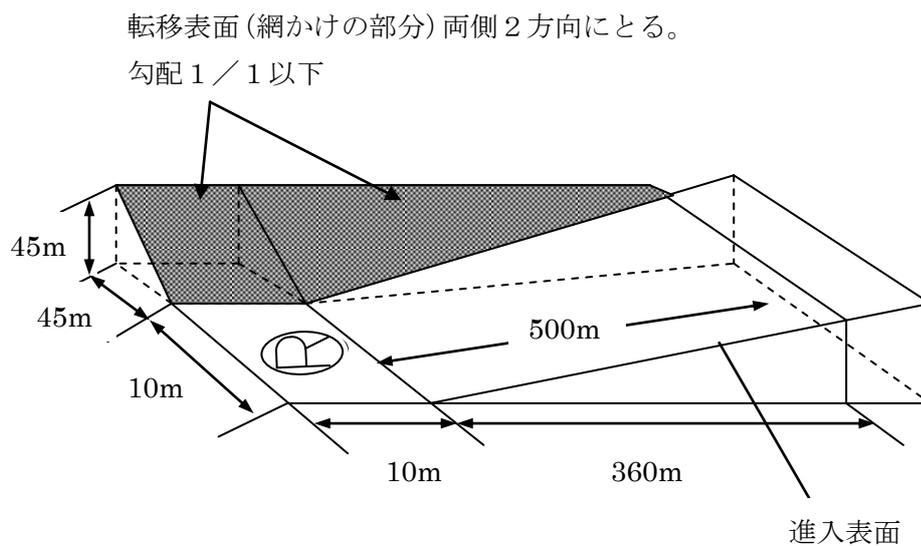
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|-------|---|-----|
| 進 入 表 面 | 進入表面 | 直線の2方向とすること。(ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路90度以上の間隔を設けることができる。) | |
| | 長さ及び幅 | 長さは500m、幅は離着陸帯から500m離れた時点で200m確保すること。 | |
| | 勾配 | 1/3以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。(ただし、進入表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。) | |
| | 移行標識 | 垂直上方に移行した高さを表示すること。(小数点以下については、切り上げとする。) | |
| ※ 図解7参照 | | | |

【図解7】



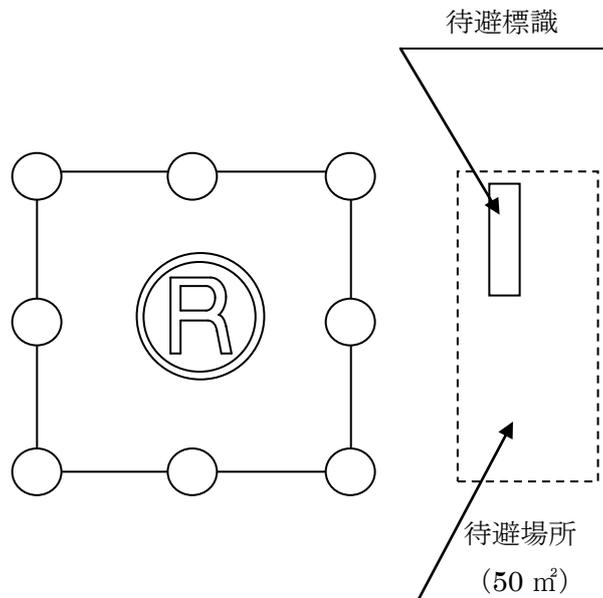
| | | 基 準 | 細 目 |
|------------------|-------|--|-----|
| 転 移 表 面 | 転移表面 | 進入表面に沿って 360mの点までとすること。 | |
| | 長さ及び幅 | 長さは 45m、幅は離着陸帯と同じとすること。 | |
| | 勾配 | 1 / 1 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。(ただし、転移表面を最高 5 m まで垂直上方に移行できる。) | |
| | 移行標識 | 垂直上方に移行した高さを表示すること。(小数点以下については、切り上げとする。) | |
| ※ 図解 8 参照 | | | |

【図解 8】



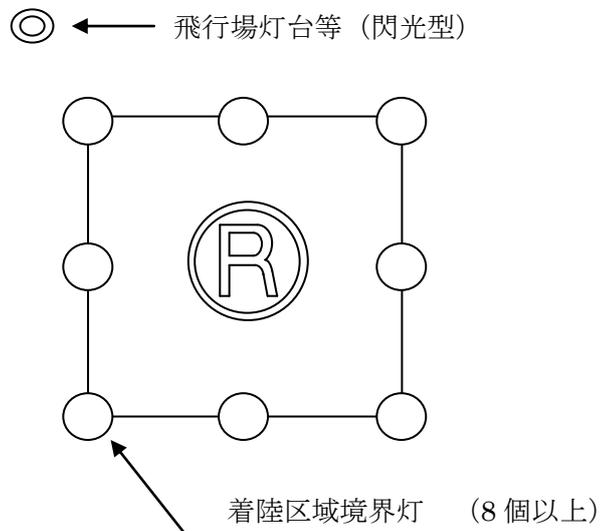
| | | 基 準 | 細 目 |
|----------------------------|---|---|---|
| 脱 落 防 止 施 設 | 脱落防止 施設 | ① 機体の脱落防止施設（高さ400mm以上の手摺等〔可倒式、建基政令第126条に基づき設置する高さ1,100mmの手摺でも可〕）を設置すること。 | |
| | | ② 脱落防止施設は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること | |
| | 待 避 場 所・待 避 標 識 | ① 待避場所（面積50㎡を標準）を確保すること。 | ① 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする こと。 ② 待避場所から離着陸帯に至る部分に床レベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。 |
| | ② 待避場所に待避標識を掲出すること。（掲出場所〔床面・壁面の別〕、材質、枠・文字の幅については、問わない。） | ① 待避標識の大きさは、1,250mm×350mmとすること。（別図10参照） ② 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。 ③ 待避標識の文字の大きさは75mm角とし、字体は丸ゴシックとすること。 | |
| ※ 図解9参照 | | | |

【図解9】

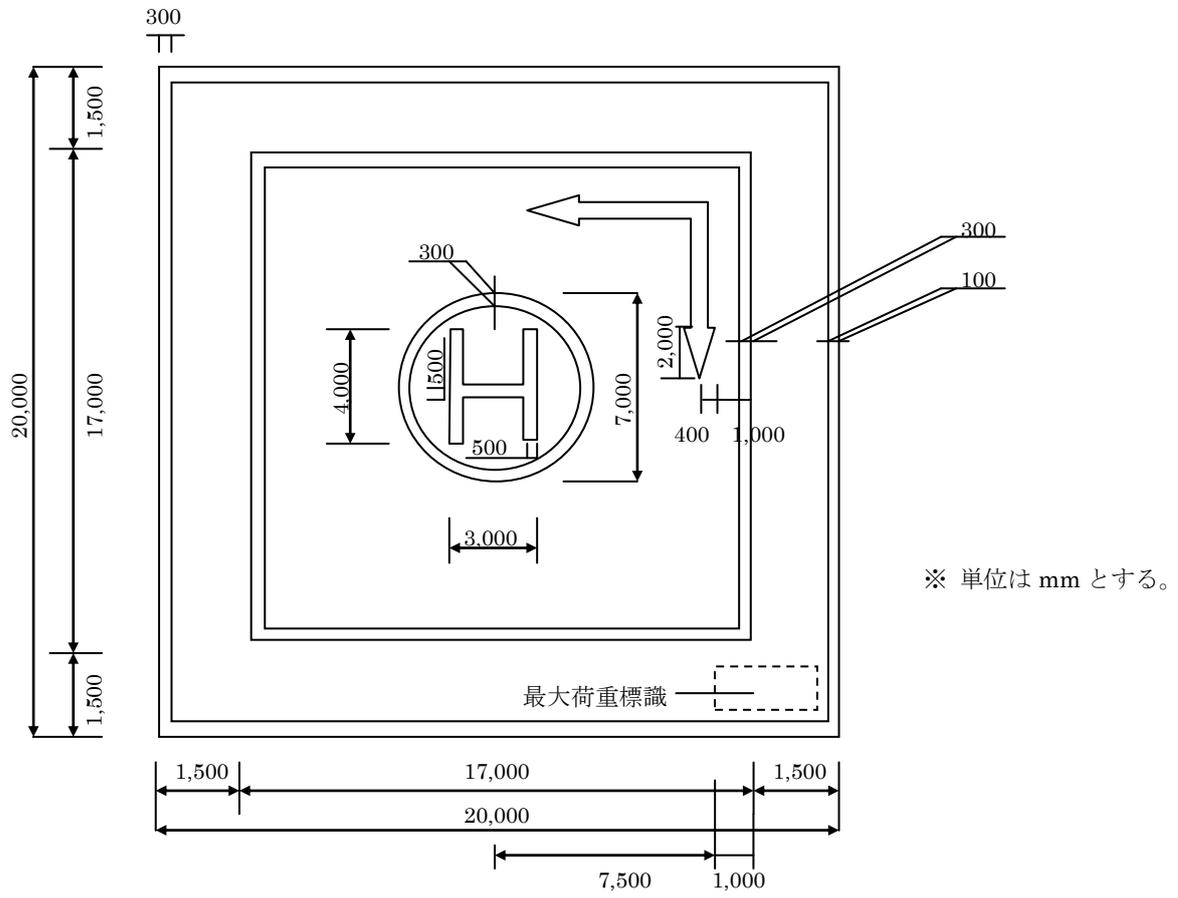


| | | 基 準 | 細 目 |
|--|----------|--|--|
| 夜 間 照 明 設 備 ・ 非 常 用 電 源 | 飛行場灯台等 | 離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること。（白色の閃光型〔軽易なもので可〕） | |
| | 着陸区域境界灯等 | 離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること。（着陸区域照明灯4基でも可） | ① 着陸区域境界灯は、T-5型（改）、FLO-10（改）等（埋込型）とすること。 ② 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号テに基づくものとすること。 |
| | 航空障害灯 | 離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること。（蛍光塗料の黄〔JIS蛍光黄〕でも可） | 航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ハに基づく航空障害灯（低光度）とすること。 |
| | 夜間照明点灯方式 | 夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。 | |
| | 非常電源装置 | 夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること。（40号省令が適用される共同住宅にあつては、専用受電設備でも可） | |
| | 配線 | 非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。 | |
| | ※ 図解10参照 | | |

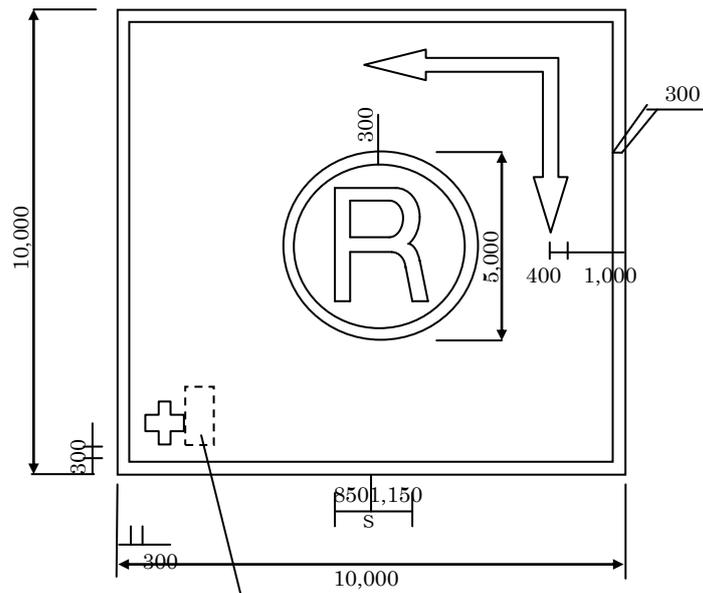
【図解10】



| | | 基 準 | 細 目 |
|-------------|--------|--|-----|
| そ の 他 | インターホン | 離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。 | |
| | 排煙口 | 排煙口は、進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること。(離着陸帯から水平距離 10 m以上離すこと。) | |
| | 経路 | 待機場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。 | |
| | 最終扉表示 | 屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急救助用スペース」と表示すること。 | |
| | 施錠方式 | 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないように容易に解錠できること。 | |
| | 維持管理 | 航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。 | |

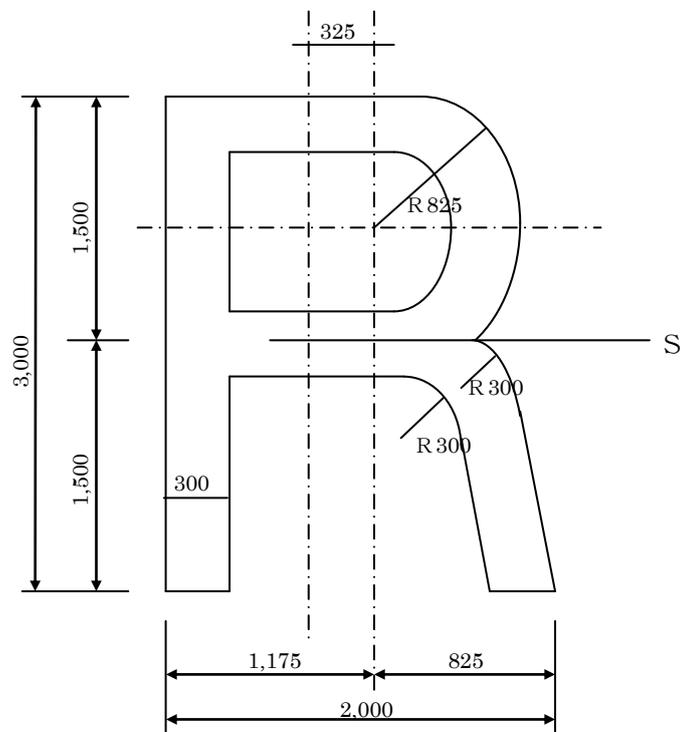


別図-1 緊急離着陸場

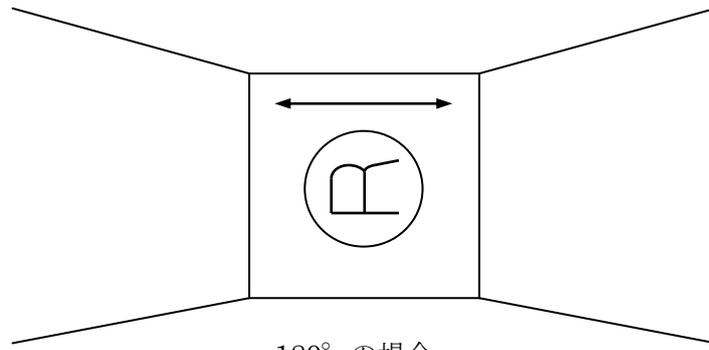


移行標識（文字間隔は 300 mm とする）

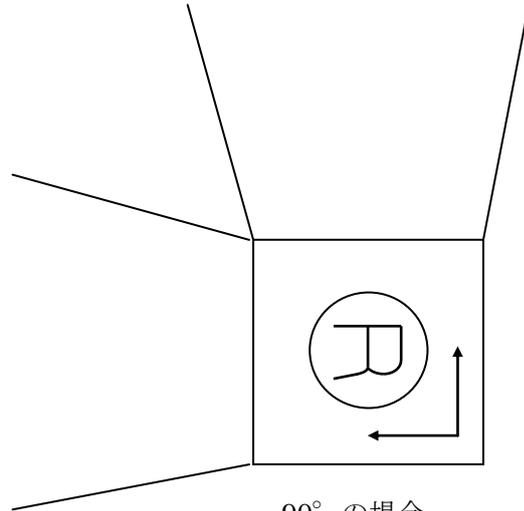
※ 単位は mm とする。



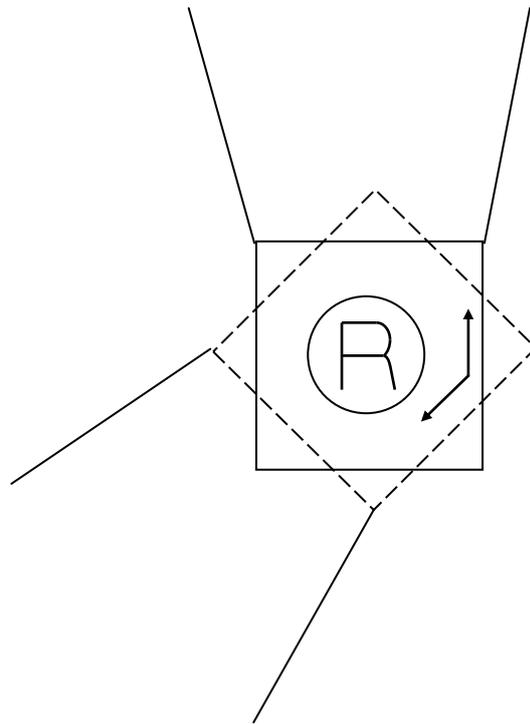
別図-2 緊急救助用スペース



180° の場合



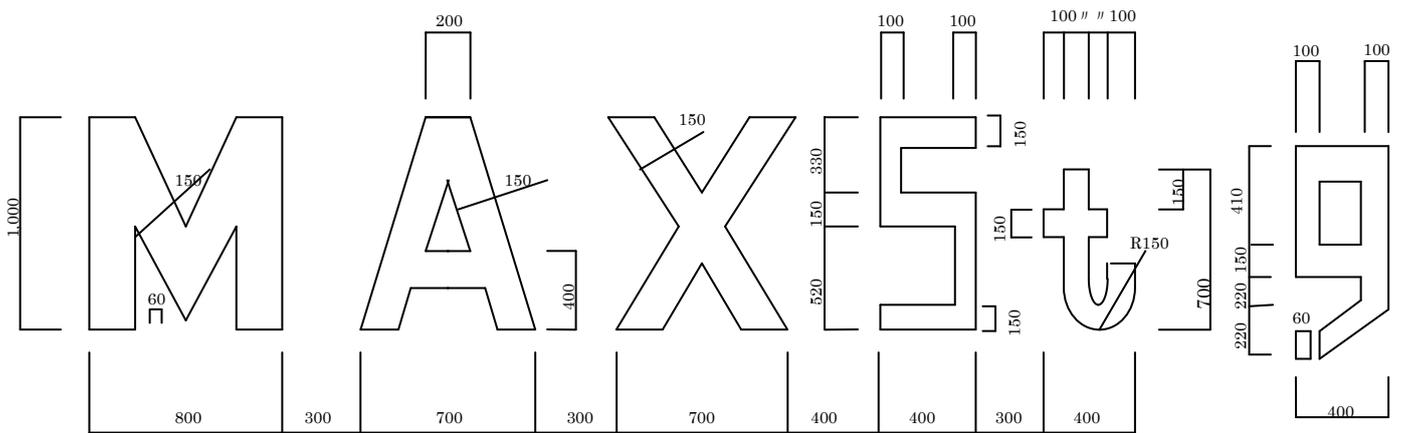
90° の場合



90° < 角度 180° の場合

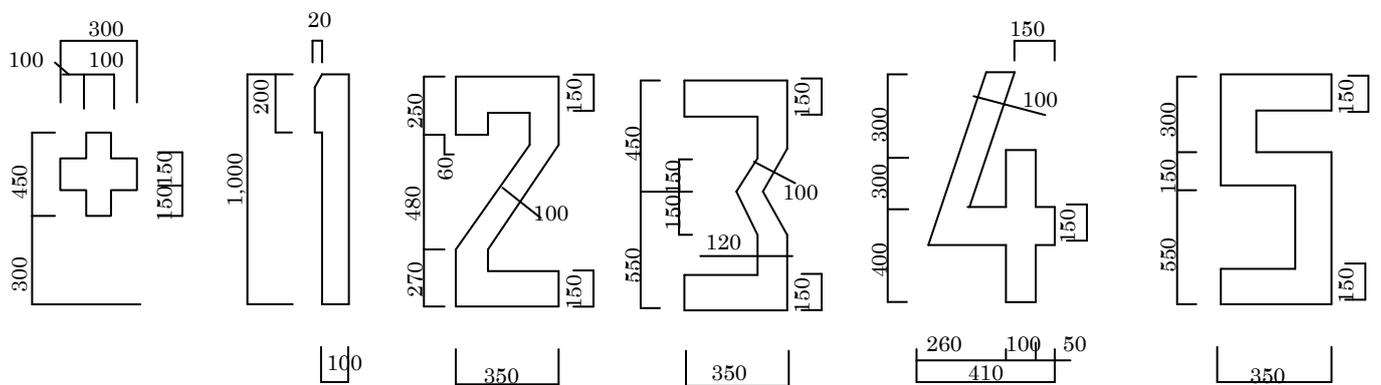
※ 緊急発着場の場合も同様とする。

別図-3 矢印の記載方法



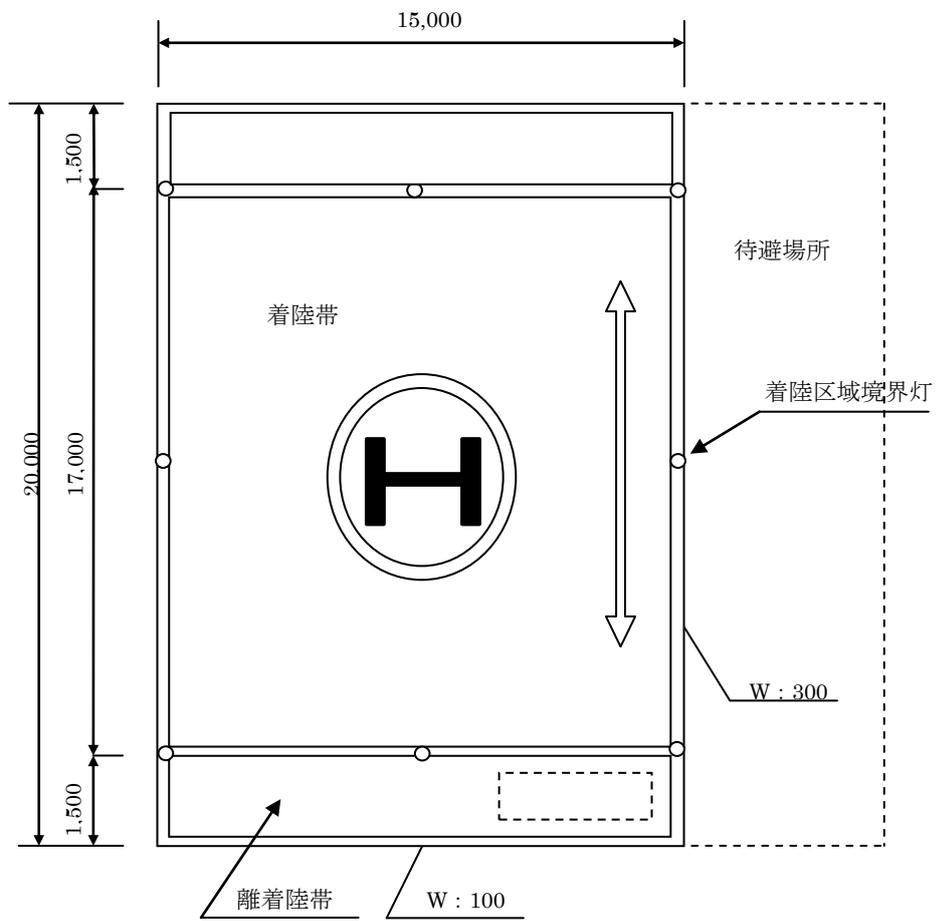
※ 単位は mm とする。

別図-4 最大荷重標識

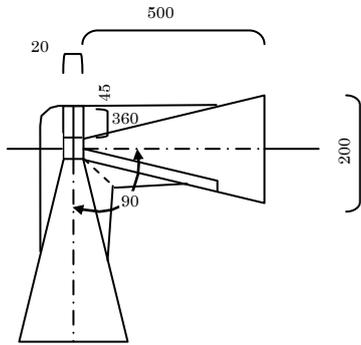


※ 垂直上方移行の高さに小数点以下がある場合は、整数とする。
例=1.1mの垂直上方移行の場合は、「+ 2」とする。

別図-5 移行標識

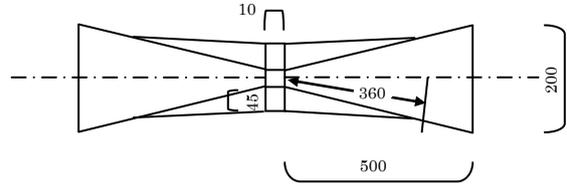


別図－6 緊急離発着場の一边を 15mとした場合の着陸帯等の例

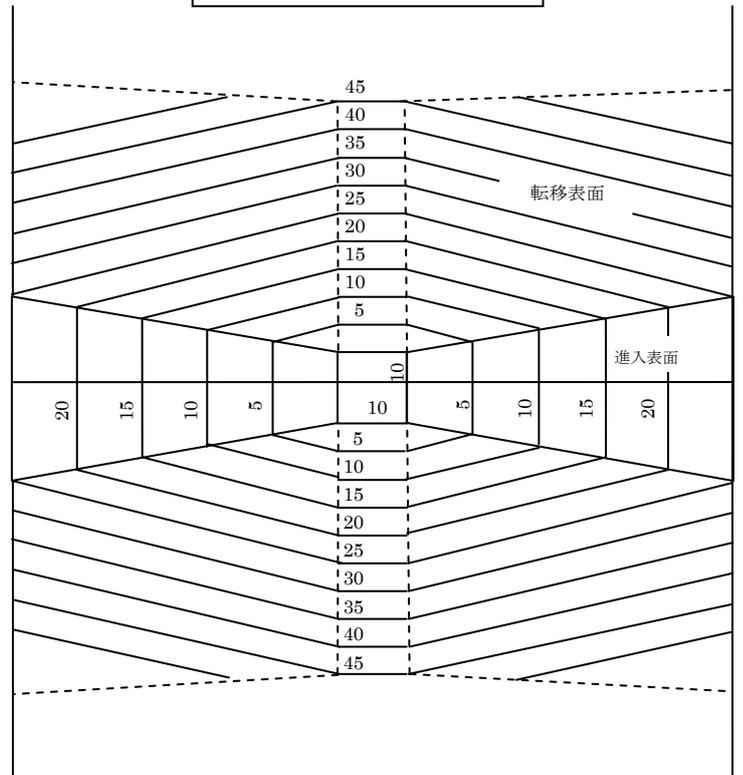
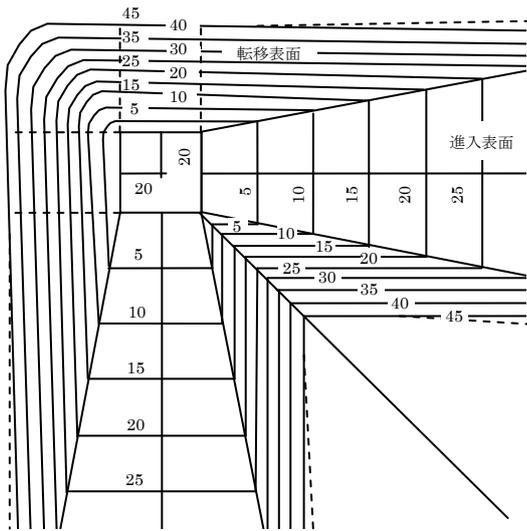


緊急離発着場

(単位：m)



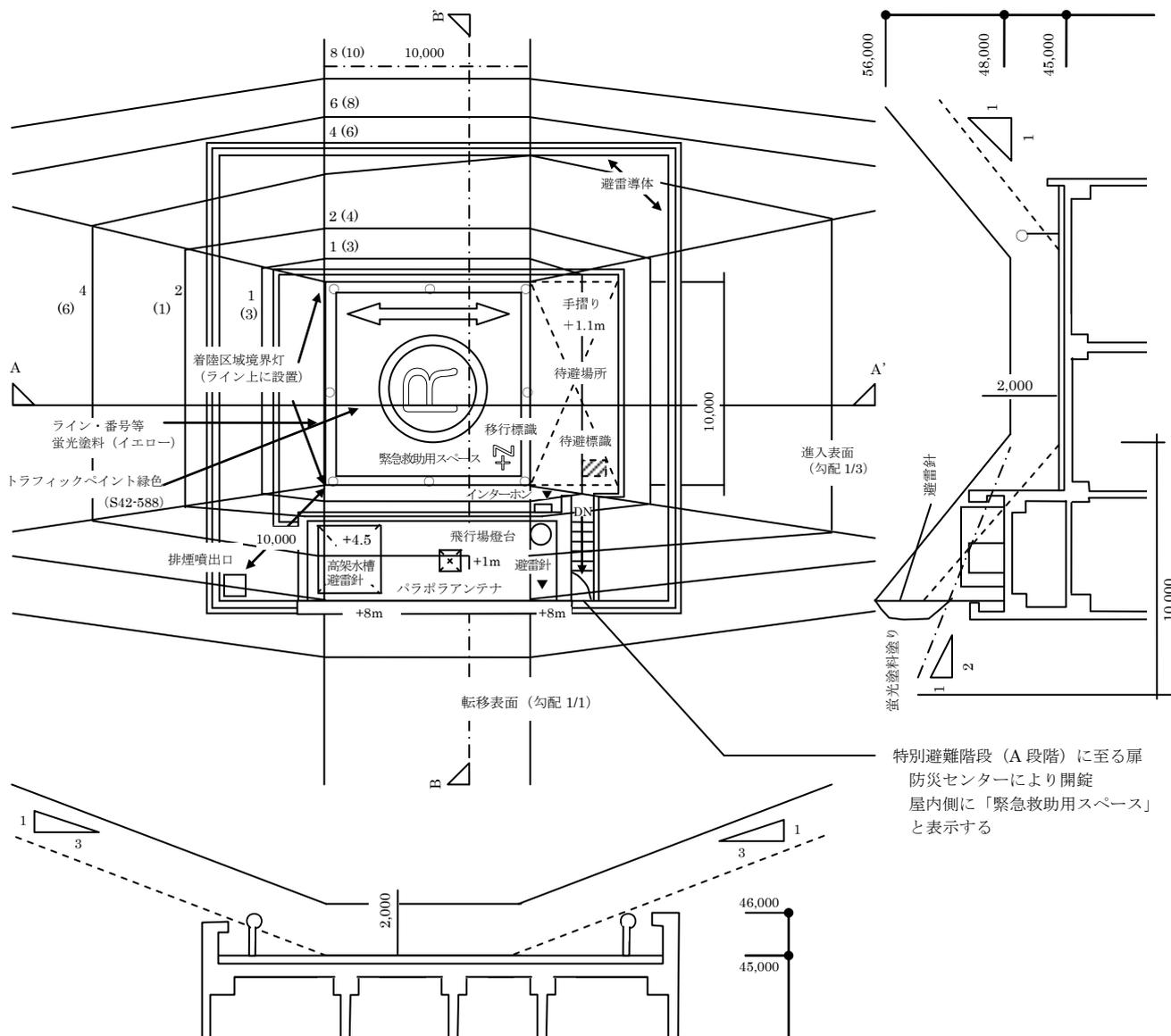
緊急救助用スペース



[NO SCALE]

(単位：m)

別図－7 進入表面・転移表面参考図



A-A' 断面図

- ※ 照明設備等
 - ・ 着陸区域境界灯
型 式：T-5型改
点灯方式：防災センターにて点灯する
 - ・ 飛行場燈台
点灯方式：防災センターにて点灯する
 - ・ 非常電源
4時間供給可能
各照明設備までの配線はすべて耐火電線とする
- ※ 進入表面・転移表面が手摺、塔屋等に係るため（破綻）、ただし書きにより2m垂直上方に移行する
- ※ 進入表面・移転表面部分の（ ）内の数字は、離着陸帯からの高さを表す

別図-8 進入表面・転移表面の平面・断面図 (例)

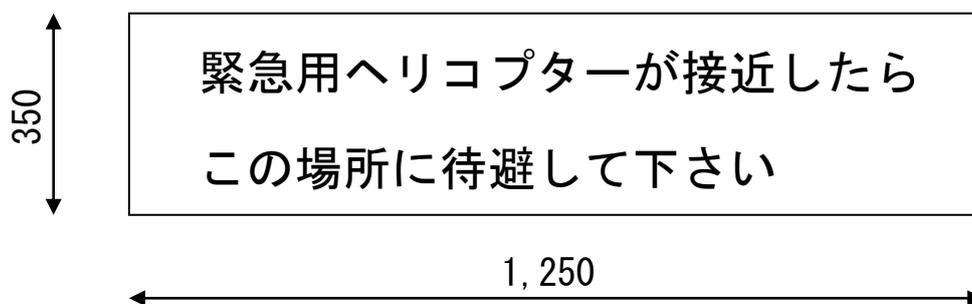
| 工 程 | | 使用塗料等 |
|-----|--------|--|
| 1 | プライマー | エポキシ樹脂系プライマーを塗装する。(※1) |
| 2 | 下塗り | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。 |
| 3 | 中塗り | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。 |
| 4 | 上塗り | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。 |
| 5 | トップコート | アクリルウレタン樹脂系クリヤーを塗装する。(※2) |
| 6 | ビーズ等散布 | トップコート塗装後、直ちにライン、移行標識等（黄色の部分）についてはガラスビーズ（滑り止め・光反射）、ライン、移行標識等以外の部分（緑色の部分についてはガラスビーズ又は硅砂等（滑り止め）を散布すること（※3） |

※1 エポキシ樹脂系プライマーは、離着陸帯の材質（コンクリート、金属等）に合った専用のプライマーを使用すること。

※2 蛍光塗料を使用する場合、アクリルウレタン樹脂系クリヤー耐候性増強剤入りとすること。

※3 離着陸帯が金属面（グレーチング等）の場合は、ビーズ等散布を省略できる。

別図－9 アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程



別図－10 退避標識

別記様式

| | | | | |
|--------------------------------|---|-----------------------|------------|---------------------------|
| 年 月 日 | | | | |
| あて先 姫路市消防長 | | | | |
| 届出者 住 所 (電話 - -) 氏 名 | | | | |
| 建築物の名称 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| 設 計 者 所在地・名称 | | | | |
| 施 工 者 所在地・名称 | | | | |
| 建築物の構造・ 規模等 | 構 造 | | 用 途 | |
| | 建築面積 | m ² | 延べ面積 | |
| | 階 数 | P H 階 地上 階 地下 階 | 高 さ | 最高高さ m 床面高さ m 軒 高 m |
| | 離着陸帯 の広さ | m × m | 着陸帯の 広さ | m × m |
| | 最 大 許容荷重 | t | 種 別 | 1 緊急離着陸場 2 緊急救助用スペース |
| 消防用設備等 (主なもの) | | | | |
| その他 | 1 屋外部分に直通する階段の形態及び数等 () 2 屋外部分の非常用E V着床の有無 () 3 屋上部分の扉の解錠方法 () | | | |
| ※ 受 付 | | | ※ 備 考 | |
| | | | | |

記入方法

(裏面)

- 1 「届出者」が法人、団体等である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 2 「高さ」欄中、「最高高さ」及び「軒高」については、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第6号及び第7号に規定された高さを記入すること。
- 3 屋上緊急離着陸場については、着陸帯と離着陸帯の大きさを区別して記入すること。又、緊急救助用スペースについては、その広さを「離着陸帯の広さ」欄に記入すること。
- 4 「最大許容荷重」欄については、屋上緊急離着陸場についてのみ記入すること。
- 5 「種別」欄については、該当する番号に○印を記入すること。
- 6 「消防用設備等」欄については、屋上緊急離着陸場等（屋上部分を含む。）に設置されている消防用設備等について記入すること。
- 7 「その他」欄については、例示している内容の他、特記事項があれば記入すること。
- 8 上記の他、関係図書として、次に掲げる資料を添付すること。

| | | 記載事項 |
|---|--------------------|---|
| 1 | 進入表面・転移表面の水平投影図 | ① 全体図 縮尺、進入表面、転移表面、高層建築物等の高さ |
| | | ② 屋上図 縮尺、進入表面、転移表面、離着陸帯、維持管理方法、突起物等 |
| 2 | 進入表面・転移表面の断面図 | 縮尺、進入表面、転移表面、突起物等、離着陸帯、高さ |
| 3 | 消防用設備等・夜間照明設備等の配置図 | 縮尺、消火設備等、インターホン、排煙口、燃料流出防止施設、待避場所・待避標識、夜間照明設備 |
| 4 | 離着陸帯の詳細図 | 縮尺、標識等、離着陸帯、着陸区域境界灯 |
| 5 | 避難階段等に至るまでの平面図 | 縮尺、最終扉表示、経路、施錠方式 |
| 6 | 構造計算書 | 強度、一級建築士 |